

# 一般社団法人日本歯内療法学会 会員行動規範

## 第1条

一般社団法人日本歯内療法学会（以下「本学会」という。）は、本学会定款第2条に定められた目的を達成し、かつ社会的責務を果たすうえで守るべき会員の行動規範をここに定める。

### （会員の責務）

## 第2条

会員は、自らが有する歯内療法学の専門知識、技術及び経験に基づいて、人々の健康と福祉に貢献する責務を負う。

### （品位の保持と人格の向上）

## 第3条

会員は、歯内療法学の研究、診療行為及び専門医制度が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、歯内療法学によって生み出される知識・技術の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、人格を高めるよう努力する。

### （生涯学習）

## 第4条

会員は、生涯にわたって学習を続ける精神を保ち、常に最新の歯内療法学の知識と技術の習得に努める。

### （情報公開）

## 第5条

会員は、歯内療法学の意義と役割を公開して積極的に説明し、その結果を中立性・客観性をもって公表するように努める。

### （研究環境の整備）

## 第6条

会員は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、本学会組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

### （研究及び研修活動）

## 第7条

会員は、研究及び研修活動等において、データの記録や保存を厳正に取り扱い、ねつ造、改ざん、盗用等の不正を為さず、またこれに加担しない。また、他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見交換する。

### （国際貢献）

## 第8条

会員は、世界の医療の現況を鑑み、海外の専門組織と協調し、医療・福祉が十分にて供されていない人々や国々に対して歯内療法学の発展を援助し、その向上に貢献する。

#### **(研究対象等への配慮)**

##### 第9条

会員は、本学会の学会誌および学術大会発表における患者への倫理的・科学的配慮に関する指針および学会誌投稿規程を遵守し、患者や被験者から知りえた個人情報やデータを厳重に管理し、患者や被験者のプライバシーや人格、人権を侵害することのないよう、最大限の配慮をしなければならない。動物等に対しては、動物実験の倫理指針を遵守する。

#### **(法令等の遵守)**

##### 第10条

会員は、研究、研修及び診療等の活動の遂行、ならびに研究費及び本学会資産等の運用にあたっては、法令や本学会の関係規則を遵守する。

#### **(差別の排除)**

##### 第11条

会員は、研究、臨床、教育、ならびに学会活動において、性別、年齢、社会的地位、経済的状況、身体的・精神的状況、思想、宗教、人種などによって個人を差別せず、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

#### **(利益相反)**

##### 第12条

会員は、自らの研究、臨床、教育、ならびに学会活動の遂行に際して、それらの遂行に影響を与えることを意図した不当な利益供与を受けてはならない。

#### 附則

この規範は、2020年10月1日から施行する。